

維持管理・運營業務委託仮契約書(案)の変更点

頁	条	項	号	別紙	平成24年4月16日版	平成24年5月30日修正版
17	第51	1	8			(第8号を第51条の2第1項第1号に変更)
17	第51	1	9			(第9号を第51条の2第1項第2号に変更)
17	第51	1	10			(第10号を第51条の2第1項第3号に変更)
17	第51	1	11			(第11号を第51条の2第1項第4号に変更)
17	第51	1	12			(第12号を第51条の2第1項第5号に変更)
17	第51	1	13			(第13号を第51条の2第1項第6号に変更)
17	第51					(第2項追加) 2 前項の規定により指定が取り消された場合においては、乙は、「モニタリング違約金基準額」に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
17	第51					(第3項追加) 3 前項の場合において、甲は、第10条に定める保証をもって同項の違約金に充当することができる。
17	追加					(見出しの追加) (乙の反社会的勢力との関係による指定取消等)
17	追加					(第51条の2追加) 第51条の2 甲は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
17	追加					(第51条の2第2項追加) 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による指定の取消の場合に準用する。
19	第57				(違約金等)	(見出しの変更) (賠償額の予定)
19	第57	1			第51条各号の規定により指定が取り消された場合においては、乙は、「保証対象額」に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。	第51条の2各号の規定に該当するときは、甲が指定を取り消すか否かを問わず、乙は、基本契約第16条及び第17条に従い、賠償金を甲に支払わなければならない。
19	第57	2			乙は、第51条各号に基づく指定の取り消しに起因して甲が被った損害額が前項の違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。	前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分の請求を妨げるものではない。
19	第57	3				(第3項削除)

維持管理・運營業務委託仮契約書(案)の変更点

頁	条	項	号	別紙	平成24年4月16日版	平成24年5月30日修正版
19	第57	4				(第3項に変更)
19	第57	4			第51条又は第54条の規定により	第51条、 <u>第51条の2</u> 又は第54条の規定により
19	第57	5				(第4項に変更)
19	第57	5			取り消されたときにおいて、乙の甲に対する	取り消されたときにおいて、甲の乙に対する
25	付則第1	3	2		第51条第3号、第6号又は第7号から第13号までに該当する場合	第51条第3号、 <u>第7号</u> 又は第51条の2各号に該当する場合
25	付則第1	5				(第5項削除)